

「在職証明書」作成上の注意

【受験地の基準】

山形県で受験する者は下記の「1」または「2」のいずれかを満たす方となります。

1. 申込み時点で、実務経験の対象となる業務に従事している場合は、勤務地が山形県内にある者
2. 申込み時点で、実務経験の対象となる業務に従事していない場合（法人の事務等、要援護者に直接的な援助業務をしない業務に就いている場合も含む）は、住所が山形県内にある者

注意）山形県内にお住まいでも、県外の施設に勤務し当該業務に従事している場合は、その勤務先がある都道府県で受験することになります。

◎ 上記の「受験地の基準」を満たしているかを確認するため、

上記の「1」に該当する方 ⇒ 当該所属施設・事業所より「**在職証明書**」**別紙2-1**を発行してもらい提出してください。

上記の「2」に該当する方 ⇒ 住所を証明する**住民票抄本**（発行日が令和8年4月1日以降のもの、コピー不可）を提出してください。

◎ 受験者全員、「在職証明書」か「住民票抄本」の**必ずどちらかの提出が必要**です。

1. 「在職証明書」作成上の注意

- ① 「在職証明書」を作成する際は、記入例及び諸注意書き参照のうえご記入ください。
- ② 在職を証明する日（作成年月日）は必ず記入してください。
- ③ 「現在の役職及び業務内容」欄は、「看護師として看護業務に従事中」、「生活相談員として入所者の相談業務に従事中」、「主任介護職員として入居者の介護業務に従事中」等と、具体的に記入してください。
- ④ **訂正の場合は、証明権者の職印を押印の上訂正してください。**（修正液等による訂正は認めません。）

このページは「記入例」と併せて、作成を依頼する事業所等へ提示してください。